

## 不服申立て制度が見直されます

### 1. 税に係る不服申立て制度の現状

税務署長や国税局長(以下「税務署長等」)の行った更正や決定、滞納処分などについて不服があるときは、これらの処分を行った税務署長等に対し不服を申し立てることができます(異議申立て)。

また、異議申立てに対する税務署長等の判断におお不服がある場合には、さらに国税不服審判所長に不服を申し立てることができます(審査請求)。審査請求における国税不服審判所長の判断にも不満がある場合は、裁判所に訴えを提起することができます。

税務署長等の処分に不服があるときは、原則として、まず、異議申立てを行うことが必要(異議申立て前置の二段階方式)です。(青色申告書についての更正処分などの場合には、異議申立てをせずに、直接国税不服審判所長に審査請求をすることができます。)

異議申立ては、税務署長等その処分をした当人に行うもので、税務署長等がその申立てに対する当否を判断するため、明らかな計算間違いや、決定的な新事実でもない限り、その判断が覆ることはほぼ期待できません。筆者の個人的考えですが、異議申立ての手間と時間はほとんど無駄ではないか、と思われま

す。一方、審査請求を処理する国税不服審判所は、国税庁に設置されている特別の機関であるという点では国税庁の身内ともいえますが、3名以上の国税審判官等で構成する合議体の議決に基づき、国税不服審判所長が裁決することで公正性の確保を図ろうとしていますから、異議申立てよりは中立性・公正性は期待できます。近年、外部の弁護士や税理士等の外部専門家から審判官の任用を積極的に進めています。そのことは中立性のアピールにはなりますが、審判官に求められる深い審理力を直接保証するものではありません。

### 2. 不服申立て制度の改正内容とその意義

税制に対する信頼を確保するため、納税者利便の向上や課税の適正化などの環境整備を図っていくことの一環として、今回の税制改正において、国税不服申立て制度の改正が行われます。国税に関する不服申立て手続について、その基礎となる行政不服審査法の見直しに伴い、次に掲げる改正(主要なものだけを挙げました。)が行われます。

(1)処分に不服がある者は、直接審査請求ができることとする。なお、現行の審査請求に前置する「異議申立て」は「再調査の請求(仮称)」に改め、どちら

かを選択できるようにする。

(2)不服申立期間を処分があったことを知った日の翌日から3月以内(現行2月以内)に延長する。

(3)審理関係人(審査請求人、参加人及び処分庁)は、担当審判官の職権収集資料を含め物件の閲覧及び謄写(コピー)を求めることができることとする。

(4)審査請求人の処分庁に対する質問、審理手続の計画的遂行等の手続規定の整備を行う。

\*ここで、審査請求人とは課税処分を受けた納税者、参加人とは裁決の結果につき法律上の利害関係を有する者、処分庁とは課税処分をした税務署等を指します。

筆者は不服申立ての代理人をした経験がありますが、(1)の改正=異議申し立て前置の原則の廃止により、1で述べた‘ほとんど無駄’がなくなります。(2)の改正によって、処分を受けた納税者は審査請求をするかどうか(勝ち目があるか)、審査請求の代理人の選定等について十分な検討や準備ができるようになります。

そして(3)ですが、現行では、審査請求人は、税務署等が課税処分の根拠とした証拠書類等について閲覧ができるだけでコピーができません。そうすると、審査請求人の手許にあった証拠書類等であればともかく、同人以外の者に対する調査等で収集した証拠書類等(一例として外部専門家の鑑定資料)が課税のための重要な証拠とされていて、それが大量である場合でも閲覧(し、一部を書き写す程度)しかできません。それでは、それらの証拠そのもの、又は、その内容を細部まで十分に観察・分析し、その証拠能力の評価を十分・詳細に行うことは事実上困難です。審査請求人は、その点で、課税処分に対する正当な反論を十分に行う法的環境に置かれているとはいえません。また、現行制度では、処分庁は、審査請求人が提出した証拠について閲覧さえもできないのですが、(3)の改正により、処分庁も納税者と同等に証拠書類等の閲覧・コピーができるようになります。それによって審査請求におけるそれぞれの主張や審理がより充実すると思われま

(4)は、具体的内容が未詳ですが、審判官の前で、書面ではなく、対面式で直接処分庁に質問できるとすれば、納税者の利便性向上に繋がります。

以上の改正に係る法案は、現在開会中の通常国会で審議される予定で、同国会で成立が見込まれるものの、その施行はその2年後、およそ平成28年夏になるのではないかと思います。